## 【判事事項の要旨】

- 1 知事が公金不正支出(不適正支出)に関与した県職員にその返還を求めないことの違法確認を求めた住民訴訟に先立つ住民監査請求について、「1994年度から96年度の3年度分の福島県に於ける不正支出(不適正支出)は、金29億6455万4000円に及ぶが、このうち金23億4332万9000円についてのみ、県職員などから返還させ、残6億2122万5000円については返還を求めない。」との対象の記載が、客観的には、他の支出と混同を生じない程度に個別的、具体的に対象が特定されており、知事においても特定して認識することが可能であったとして、特定性に欠けることはないとされた事例
- 2 上記不正支出(不適正支出)は秘密裡にされたが、住民監査請求が県の調査 機関がその事実を公表した時から4か月余を経過してされているとして、地方 自治法242条2項ただし書所定の「正当な理由」がないとされた事例

平成15年6月4日判決言渡 仙台高等裁判所 平成14年(行コ)第13号 怠る事実の違法確認請求控訴事件

(原審 福島地方裁判所平成10年(行ウ)第4号) 口頭弁論終結日 平成15年4月14日

主
文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

## 事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
  - 1 控訴の趣旨
    - (1) 原判決を取り消す。
    - (2) 本件を福島地方裁判所に差し戻す。
  - 2 控訴の趣旨に対する答弁 主文同旨
- 第2 事案の概要

  - 2 争いのない事実等及び主たる争点は、次のとおり付加、訂正するほかは、 原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」中の「1 争いのない 事実等」及び「2 主たる争点」(原判決3頁4行目から11頁9行目ま で)と同一であるから、これを引用する。
    - (1)原判決3頁6行目の「公費支出検討委員会」を「福島県公費支出調査 検討委員会(以下,単に「公費支出調査検討委員会」という。)」に改め る。 (2)原判決3頁13行目及び14行目を次のとおり改める。
    - 「(3)公費支出調査検討委員会は、平成9年12月2日、「公費支出調査結果及び改善策について」(甲第1号証)を取りまとめ、その中で、「実態と異なる不適正額2,964,554千円のうち執行残の現金等129,293千円は速やかに県へ返戻した上で、公費支出調査検討委員会に関連して設置された福島県公費支出調査検証委員会(以下、単に「公費支出調査検証委員会」という。)からの提言を踏まえ、公務

の遂行上必要な経費のために充当されていたもののうち領収書等により確認されたもの 156,273千円や、旅費制度等の不備により適切な予

算措置が講じられていなかったことに対する補填措置として充当されていたもの 335,659千円を除いた 2,343,329千円を速やかに返戻するものとする。」と発表した。」

- (3)原判決4頁3行目の「事実を証する書面として」の次に「(4)の被控訴人の決定を報じる」を加え、同行目の「福島民友新聞」の次に「(甲2)」を加える。
- (4) 原判決6頁7行目の次に、行を変えて次のとおり加える。 「なお、控訴人らが引用する最判平成14年9月17日は、本件のよ
- うに複数回にわたる公金の支出の特定について論じたものではない。」 (5) 原判決7頁22行目の次に、行を変えて次のとおり加える。 「オ 最判平成14年9月17日(平成13年(行ツ)第38号、同年(行ヒ)第36号)は、仙台市が適正価格の4倍ないし5倍による土地を公園用地として買収した事案に関する住民訴訟において、地方自治法242条2項ただし書所定の「正当な理由」に関連して、決算説明書により判明するのが公園用地が平均して平米単価17万円でらないたもかかわらず、決算説明書を閲覧すれば、客観的にみて件各契約の締結又は代金の支出について監査請求をするに足りる程度にあるからが存を知ることができたというべきであると判示して別存在及び内容を知ることができたというべきであると判示しているところ、「正当な理由」と「監査請求の対象の特定」とは表裏の関係にあるから、この判決は、原判決が引用する最判平成2年6月5日(民集44巻4号719頁)を変更し、より緩やかな特定で足りるとしたものと解される。」

## 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (監査請求の対象の特定の有無) について

(1) 地方自治法242条の規定する住民監査請求は、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示し、また、その行為等が複数である場合には、その行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体としてみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならない(最判平成2年6月5日民集44巻4号719頁参照)。

しかし、監査請求の対象の特定は、監査委員において、監査の対象とすべき行為等を他の行為等と区別するためのものであるから、他に類似の行為等がありいずれを監査対象とすべきか不明確になる可能性の有無を踏まえ、特定に要する指標も相対的に異なり得るところであって、例えば、違法な支出について監査請求をする場合には、他の支出との混同の可能性がなければ、必ずしも、支出日時、支出金額、支出先、支出目的等を列挙する方法により特定する必要はないと解される。

(2) これを本件についてみると、控訴人らがした本件監査請求は、 1 1 9 94年度から96年度の3年度分の福島県に於ける不正支出(不適正支 出)は、金29億6455万4000円に及ぶが、このうち金23億4 332万9000円についてのみ、県職員などから返還させ、残6億2 122万5000円については返還を求めない。」として対象を特定す るものであるが、争いのない事実等に現れた本件の経緯からすれば、 れが被控訴人が平成9年12月2日にした決定に係る不正支出(不適正 支出)合計29億6455万4000円のうち返還を求めないとした合 計23億4332万9000円を除く支出合計6億2122万5000 円を指すことは明らかである。そして、この不正支出(不適正支出)合 計29億6455万4000円、あるいは、このうち合計6億2122万5000円の支出については、性質上、それが不正支出(不適正支出)か否か、返還を求めるべきか否か等につき、公費支出調査検討委員会ないし公費支出調査検証委員会が個別的、具体的に支出日時、支出金 額、支出先、支出目的等を特定した上で調査しないと判明しなかったも のである。そして、甲第1号証,乙第1号証及び原審証人Aの証言によ れば、現に、公費支出調査検討委員会では、旅費については、すべての 旅行命令について、出張した職員本人の自己点検、ヒアリング等の方法 により、それ以外についても、旅費に準ずる方法により、支出の適否等

の調査を実施し、公費支出調査検証委員会も、同様に、関係職員の協力 を得て、返還を求めるべきか否かの額の確定作業を実施したことが認め られる。

- (3) すると、本件監査請求の対象は、控訴人らが用いた特定方法によっても、内訳こそ表示されていないが、客観的には、県職員などから返還を 求めないものとして他の支出と混同を生じない程度に個別的、具体的に 特定されており、被控訴人においても、これを特定して認識することが 可能であったというべきである。もとより、控訴人らが用いた特定方法 によっては、監査委員には本件監査請求の対象とされた支出日時、支出 金額,支出先,支出目的等は直ちに明らかではないが,それは,既に客 観的には特定されている個々の支出の適否を判断すべき資料収集の問題 であって,監査委員としては,監査の過程において,被控訴人から資料 の提出を受け、それを踏まえ、個々の支出日時、支出金額、支出先、支 出目的等を認定し、その適否を判断すれば足りるものである。そして、このことは、例えば、監査 請求の対象が支出日時、支出金額及び支出 先のみで特定され、その余の支出目的等が不明な場合、監査委員はそれ だけでは支出の適否は判断できず、関係執行機関等からより詳細な資料 の提出を受け、当該支出の全容を明らかにした上で監査をすべきであ り、資料提供を求められた執行機関等がこれを正当な理由なく拒めば、 場合によっては、そのこと自体が一つの証拠資料になることとなんら異 なるところはない。逆に、このように解さないと、執行機関等が、監査 請求の対象とされた支出日時、支出金額、支出先、支出目的等を他の支 出と混同することなく十分に承知しているにもかかわ らず、その情報を住民に開示しないことによって、住民監査等を免れることになり、地 方自治法が住民監査制度及び住民訴訟制度を創設した趣旨を没却するこ とになりかねない。
- (4) 以上によれば、控訴人らがした本件監査請求は対象の特定に関して適 法であり、これを不適法とした原判決は相当でない。
- 争点2 (本件請求の趣旨の特定の有無) について

本訴の請求の趣旨は「被控訴人が、原判決別紙「実態と異なる不正支出」 に記載された各部局所属の実態と異なる不正支出(不適正支出)に関与した 福島県職員に対し、同別紙記載の実態と異なる不正支出(不適正支出)額合 計29億6455万4000円のうち4億4999万1000円を支払えと の請求をしないことは違法であることを確認する。」というものであるが、 争いのない事実等に現れた本件の経緯からすれば,これは,被控訴人が平成 10年1月14日に再精査の上で最終的に返還を求めないと決めた合計4億 4999万1000円の支出について怠る事実の確認を求めるものであるこ とは明らかであって、上記1に説示したところにかんがみれば、本訴の請求 の趣旨は特定していると解される。

したがって、本訴の請求の趣旨についても、特定性に欠けるところはな この点で本訴を不適法ということはできない。 く,この点で本訴を个週伝ということは、この 争点3(本件監査請求と本件訴訟の同一性)について 11994年度から

控訴人らがした本件監査請求は、「1994年度から96年度の3年度分 の福島県に於ける不正支出(不適正支出)は、金29億6455万4000 円に及ぶが、このうち金23億4332万9000円についてのみ、県職員 などから返還させ、残6億2122万5000円については返還を求めな い。」との決定の違法を主張しているが、その趣旨は、法的観点からすれ ば、合計6億2122万5000円の個々の不正支出(不適正支出)につい 被控訴人が県職員等に返還を求めないという怠る事実を対象とするもの と解される。もっとも、原審第2回口頭弁論期日において、控訴人らが「個々の支出を漫然と放置していることではなく、被控訴人が返還を求めないと決定したことについて本件監査請求をした。」旨陳述していたことは、当裁 判所に顕著であるが,この主張は,被控訴人の個別的,具体的に支出を特定 しなければ適法な監査請求にはならない旨の主張に対し、法的検討が不十分 なまま反論したものにすぎないことは明らかであり、このような一時の主張 に拘泥して本件監査請求の対象を判断すべきではない。

そして、争いのない事実等に現れた本件の経緯に照らせば、本訴の対象と された個々の不正支出(不適正支出)の総額は、被控訴人の最終的に返還を 求めない額の見直し等により、本件監査請求の対象とされた個々の不正支出 (不適正支出)の総額より減少しているものの、本訴の対象が本件監査請求 の対象に含まれることは明らかである。

したがって,本訴は,本件監査請求と対象が異なり不適法であるとはいえない。

4 争点4 (新訴の提起か否か) について

控訴人らが、訴状において「被告が福島県職員に対して、金6億2122万5000円の返還を求めない行為は違法であることを確認する。」との請求の趣旨を掲げ、さらに、原審第2回口頭弁論期日において、控訴人らが、「個々の支出を漫然と放置していることではなく、被控訴人が返還を求めないと決定したことについて本件監査請求をし、本訴を提起した。」旨陳述していたところ、原審第3回口頭弁論期日において、現在の請求の趣旨への訂正を申し立てたことは当裁判所に顕著である。

しかしながら、上記3で説示したのと同様に、訴状における請求の趣旨 も、法的観点からすれば、訂正後の現在の請求の趣旨と同様に怠る事実の確 認であると解すべきであって、控訴人らがした請求の趣旨の訂正が新たな訴 えの提起に当たらないことは明らかである。

したがって、本訴は、訴訟途中の新たな訴えの提起として不適法であるとはいえない。

5 争点5 (本件監査請求時における期間制限) について

なお、本件監査請求のような地方自治法242条1項にいう「怠る事実」の監査請求については同条2項のような期間制限は規定されてかないが、特定の財務関係上の行為が財務会計法規に違反して違法であるかけであるからこそ発生する実体法上の請求権の行意を怠る事実を対象として監査請求がされた場合において、監査委員法である事実の監査をするに当たり、当該行為が財務会計法規に違反して定済をあるかの判断をしなければならない関係にあるときには、これにつるとるかの判断をしなければないとすれば、同項の趣旨を没却するとるの条2項所定の期間制限が及ばないとすれば、同項の趣旨を没却することを基準として同項を適用すべきである(最判昭和62年2月20日民集41巻1号122頁、最判平成14年7月2日民集56巻6号1049頁を照)ところ、本件監査請求は、まさに、このようなときに当たると解さる。

(2) これを本件についてみるに、本件監査請求の対象を含む不正支出(不適正支出)合計29億6455万4000円は、いずれも、本件監査請求がされた平成10年4月8日を1年以上さかのぼる平成6年度から平成8年度までの間に支出されたものである(控訴人らの当審における主張の中には、なお被控訴人が平成9年12月2日にした決定が本訴等の対象であるとする部分もあるが、この決定は、返還請求権の行使の有無及び内容に関する被控訴人の方針を県民に明らかにしただけであって、法律的な意味を持つ行政行為ではなく、法的には、本訴等の対象は、あくまでも個々の支出について返還請求権の行使を怠る事実にあると解されるから、監査請

したがって、本件監査請求の適法性は、特段の事情のない限り、この平成9年12月2日から相当な期間内にされたか否かにより判断することになるが、本件監査請求は、同日から4か月余を経過した平成10年4月8日にされたことが明らかであり、特段の事情について主張、立証はないから、本件監査請求には地方自治法242条2項ただし書所定の「正当な理由」があるとは認められない。

(3) すると、控訴人らの本訴は適法な監査請求を経ていないこととなるから、不適法として、却下すべきである。

6 結論

よって、控訴人らの本訴を適法な監査請求を経ていないとして不適法とした原判決は、結論において正当であり、本件控訴は理由がないから、これを乗却することとし、控訴費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法67条1項、61条、65条1項を適用して、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第三民事部

裁判長裁判官 石井彦壽

裁判官 浦木厚利

裁判官 畑 一郎